事　務　連　絡
令和５年５月８日

各都道府県　生活福祉資金貸付制度主管部局長　殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

償還が遅延している借受人に対する償還指導について

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付の償還免除については、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」（令和３年 11 月 22 日付け社援発 1122 第２号厚生労働省社会・援護局長通知）においてお示ししているところです。

本通知の第２の１の三の「③　12 か月分以上の償還が遅延している借受人について、償還指導を実施した上でなお償還の見込みがない場合」における償還指導は、原則として以下の手順に沿って行うものとします。

① 少なくとも年１回は、借受人に対して償還残額を通知すること。
② ３か月を目安に滞納が続く借受人に対しては、償還督促書を定期的に通知すること。
③ 償還の遅延が続く借受人に対しては、自立相談支援機関等と必要に応じて連携しながら、個別に電話、メール、面談等を行い、借受人世帯の生活状況や収入状況等を聴取しながら償還困難な理由を把握し、償還猶予の検討や他制度に基づく支援につなぐことも含め、償還の見込みの可能性について検討すること。
④ 償還できる見込みがあるにもかかわらず、償還や面談等に応じない借受人に対しては、借受人宅を訪問して償還を促すこと。また、悪質と認められる場合は、少額訴訟等も検討すること。

各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会へ周知いただきますようお願いいたします。

＜参考＞
「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」
（令和３年 11 月 22 日付け社援発 1122 第２号厚生労働省社会・援護局長通知）

第２　第１以外の場合における償還免除要件
　１　償還免除の実施可能な条件
　　一・二　（略）
　　三　都道府県社会福祉協議会会長の職権により免除を行うことができる場合
　　①　自己破産の手続きが完了又は個人再生の手続きを行い返済が完了し、免責が確定した場合
　　②　12 か月以上の償還が遅延している借受人については、住居不明により償還催告通知書が返送される事実により、償還が開始されない場合
　　③　12 か月以上の償還が遅延している借受人について、償還指導を実施した上でなお償還の見込みがない場合
　　④　償還期限到来後２か年連続して、借受人及び世帯主の住民税が非課税である場合
　　⑤　償還未済額の時効が完成している場合
　　⑥　「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく調停条項案により債務の全部又は一部の減免を要請され、債務整理が成立する場合